

◎騒音規制法の特定建設作業の種類及び規制基準

	作業の内容	騒音の大きさ	同一場所における作業期間	作業禁止日	例外の場合
①	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	特定建設作業の場所の敷地の境界線で85dBを超える大きさのものでないこと。	連続6日間	日曜日・その他の休日	①災害、その他非常事態の発生により緊急に実施が必要な場合 ②人命、身体への危険を防止するため特に必要な場合 等
②	びよう打機を使用する作業				
③	さく岩機を使用する作業(作業地点が移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)				
④	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)				
⑤	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)				
⑥	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業				
⑦	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業				
⑧	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業				

地域別に定められる作業時間等の制限

	地域の種別	作業時間	例外の場合
第1号区域	第1種、第2種低層住居専用地域・第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・用途地域の定めのない地域並びに工業地域・工業専用地域のうち、次に掲げる施設の敷地境界線から概ね80メートルの地域(第1号区) 1. 学校教育法第1条に規定する学校 2. 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 3. 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の 4. 図書館法第2条第1項に規定する図書館 5. 老人保健法第5条の3に規定する特別養護法人ホーム	午前7時から午後7時までの時間内	1日10時間以内 ①災害、その他非常事態の発生により緊急に実施が必要な場合 ②人命、身体への危険を防止するため特に必要な場合 等
第2号区域	①以外の区域	午前6時から午後10時までの時間内	1日14時間以内 等

◎振動規制法の特定建設作業の種類及び規制基準

	作業の内容	騒音の大きさ	同一場所における作業期間	作業禁止日	例外の場合
①	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	特定建設作業の場所の敷地の境界線で75dBを超える大きさのものでないこと。	連続6日間	日曜日・その他の休日	①災害、その他非常事態の発生により緊急に実施が必要な場合 ②人命、身体への危険を防止するため特に必要な場合 等
②	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
③	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)				
④	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)				

地域別に定められる作業時間等の制限

	地域の種別	作業時間		例外の場合
第1号区	第1種、第2種低層住居専用地域・第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・用途地域の定めのない地域並びに工業地域・工業専用地域のうち、次に掲げる施設の敷地境界線から概ね80メートルの地域(第1号区 1. 学校教育法第1条に規定する学校 2. 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 3. 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの 4. 図書館法第2条第1項に規定する図書館 5. 老人保健法第5条の3に規定する特別養護法人ホーム	午前7時から午後7時までの時間内	1日10時間以内	①災害、その他非常事態の発生により緊急に実施が必要な場合 ②人命、身体への危険を防止するため特に必要な場合 等
第2号区	①以外の区域	午前6時から午後10時までの時間内	1日14時間以内	等

◎岐阜県公害防止条例に基づく事業場内特定作業

	作業の内容
①	板金又は製かん作業(厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。)
②	鉄骨又は橋りょう組立作業(建築の現場の作業以外の作業であつて事業場内のびよう打ちに限る。)
③	チェーンソーを使用する作業(事業所内の作業に限る。)